

租税特別措置法第 87 条（承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例）に関する Q & A

【令和 6 年能登半島地震関係】

この Q&A は、租税特別措置法第 87 条（承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例）のうち、令和 6 年能登半島地震に関する手続等について記載したものです。

租税特別措置法第 87 条に関する一般的な手続等について知りたい方は、こちら（[租税特別措置法第 87 条に関する Q&A](#)）をご参照ください。

※ 用語の使い方例

- 措置法：租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）
- 措置令：租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）
- 本体 Q & A：租税特別措置法第 87 条（承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例）に関する Q & A

令 和 6 年 4 月
国 税 庁

(問1) 令和6年能登半島地震の発生に伴い、酒類製造場が被害を受けました。被害を受けた酒類製造場における酒税の申告や納付等の期限は延長されますか。

(答) 国税庁では、令和6年能登半島地震の発生に伴い、石川県及び富山県を対象に国税に関する申告、申請、納付等の期限を延長する措置（地域指定）を講じております。これにより、指定地域内に納税地（酒類製造場等）がある場合においては、申請することなく、酒税に関する申告・納付、旧租税特別措置法等の適用を選択する旨の届出書の提出等の期限が延長されています。

なお、地域指定による延長後の申告・納付等の期限は、国税庁ホームページでお知らせします。

(ホーム / 税の情報・手続・用紙 / 税について調べる / 災害関連情報 / [令和6年能登半島地震に関するお知らせ](#))

(参考)

指定地域以外の地域に納税地（酒類製造場等）がある方や、地域指定の解除が行われた地域に納税地（酒類製造場）がある方であっても、災害により申告・納付等をその期限までにできないときは、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、その理由（申告や納付等をその期限までにできないと認められる災害その他やむを得ない理由）のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限の延長を受けられます（個別指定）。

この手続は、申告・納付等の期限が経過した後でも行うことができますので、被災の状況が落ち着いてから、所轄税務署にご相談ください。

なお、個別指定による延長後の申告・納付等の期限は、所轄税務署長からの承認の際にお知らせします。

(問2) 新租税特別措置法の適用を受けるため、承認申請書を提出し、既に所轄税務署長から承認を受けました。また、本体Q & A問4-1に記載のある旧租税特別措置法等の適用を選択したいと思っておりましたが、その届出書を提出していません。どうなりますか。

(答) 旧租税特別措置法等の適用を選択する旨の届出書の提出期限は「令和6年3月31日」とされていますが、指定地域内(石川県及び富山県)に納税地(酒類製造場等)がある場合においては、申請することなく、提出期限が延長されています(地域指定)。

また、地域指定の解除が行われた場合や、指定地域以外の地域に納税地(酒類製造場等)がある方であっても、災害によりその期限までに届出書の提出ができないときは、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限の延長を受けられます(個別指定)。

この手続は、期限が経過した後でも行うことができますので、被災の状況が落ち着いてから、所轄税務署にご相談ください。

(問3) 新租税特別措置法の適用を受けるため、承認申請書を提出し、既に所轄税務署長から承認を受けましたが、酒類製造場が被害を受けたため、事業計画書の作成時点とは事情が大きく異なります。事業計画書に記載した目標の達成は見込めませんが、承認は取り消されますか。被害を受けた酒類製造場の再建を図るよう目標を変更することはできますか。

(答) 今般の地震による被害を受けたことにより、事業計画書の記載に従った取り組みが困難となった結果、目標の達成が見込めなくなったとしても、このことをもって直ちに承認を取り消すことはありません。

また、一旦承認を受けた事業計画書であっても、その期間中に事業計画書の記載内容を変更することは可能であり、例えば、被害を受けた酒類製造場の再建に取組み、その取組内容に沿った目標設定に変更することも可能です。

事業計画書の記載内容を変更するときは、被災の状況が落ち着いてから、できるだけ早期に所轄税務署にご相談ください。

(問4) 当社の酒類製造場が今回の地震で大きな被害を受け、当面は酒類の製造ができません。そのため、支援していただける他の酒類製造場(支援蔵)に、酒類の製造を委託することとしています。支援蔵内に設置許可を受けた当社の酒類の蔵置場(支援蔵内の蔵置場)において、委託製造した酒類を未納税移入し、当社の酒類の蔵置場から課税移出することとしています。この場合、新租税特別措置法の適用を受けることができますか。

(答) 既に所轄税務署長から新租税特別措置法の適用を受けるための承認を受けている場合には、新たに設置許可を受ける酒類の蔵置場から移出する酒類についても、新租税特別措置法の適用の対象となります。

また、旧租税特別措置法の適用を選択したい方は、問2をご参照ください。

(問5) 問4の支援蔵内の蔵置場が、指定地域にある場合、酒類の蔵置場における酒税の申告や納付等の期限は延長されますか。

(答) 国税庁では、令和6年能登半島地震の発生に伴い、石川県及び富山県を対象に国税に関する申告、申請、納付等の期限を延長する措置（地域指定）を講じております。

これにより、新たに設置許可を受ける酒類の蔵置場であっても、指定地域内に納税地（酒類の蔵置場）がある場合においては、申請することなく、酒税に関する申告・納付等の期限が延長されます。

仮に地域指定の解除が行われた場合において、災害により申告・納付等をその期限までにできないときは、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、その理由（申告や納付等をその期限までにできないと認められる災害その他やむを得ない理由）のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限の延長を受けられます（個別指定）。

この手続は、申告・納付等の期限が経過した後でも行うことができますので、被災の状況が落ち着いてから、所轄税務署にご相談ください。

なお、地域指定による延長後の申告・納付等の期限は、国税庁ホームページでお知らせします。

(ホーム / 税の情報・手続・用紙 / 税について調べる / 災害関連情報 / 令和6年能登半島地震に関するお知らせ)

また、個別指定による延長後の申告・納付等の期限は、所轄税務署長からの承認の際にお知らせします。

(問6) 問4の支援蔵内の蔵置場が、指定地域以外の地域にある場合、酒類の蔵置場における酒税の申告や納付等の期限は延長されますか。

(答) 「地域指定」による国税に関する申告、納付等の期限の延長は、納税地（酒類の蔵置場）が、指定地域内（石川県及び富山県）にあるものに限られます。

このため、指定地域以外の地域にある酒類の蔵置場における酒税の申告・納付等の期限は地域指定による期限延長の対象とはなりません。

この場合、新たに設置許可を受ける酒類の蔵置場においても、災害により申告・納付等をその期限までにできないときは、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、その理由（申告や納付等をその期限までにできないと認められる災害その他やむを得ない理由）のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限の延長を受けられます（個別指定）。

この手続は、申告・納付等の期限が経過した後でも行うことができますので、被災の状況が落ち着いてから、所轄税務署にご相談ください。

なお、個別指定による延長後の申告・納付等の期限は、所轄税務署長からの承認の際にお知らせします。